

東大阪市 介護予防・日常生活支援総合事業

担い手(市民ボランティア)向け資料



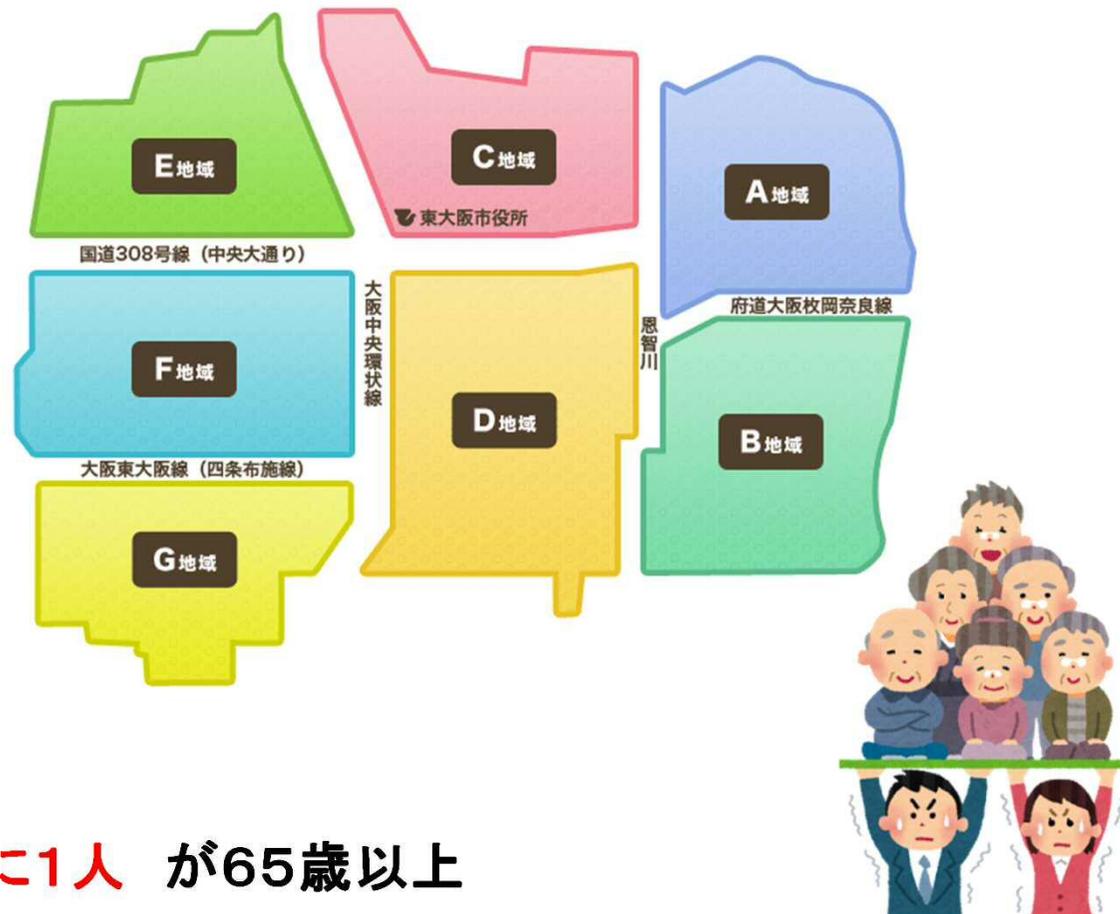
令和7年6月
東大阪市福祉部高齢介護室
地域包括ケア推進課
【電話:06-4309-3013】
【FAX:06-4309-3814】

世間では少子高齢化と言われていますが、
東大阪市で暮らす高齢者ってどれくらい
いらっしゃるのでしょうか？

(1) 東大阪市の現状 ①(令和7年3月末現在)

(東大阪市介護保険システムより)

- 人口
477,481人
- 65歳以上人口
132,926人
- 高齢化率
27.84%



* 人口の **およそ3.5人に1人** が65歳以上

(2) 東大阪市の現状②

(令和7年3月末現在 東大阪市介護保険システムより)



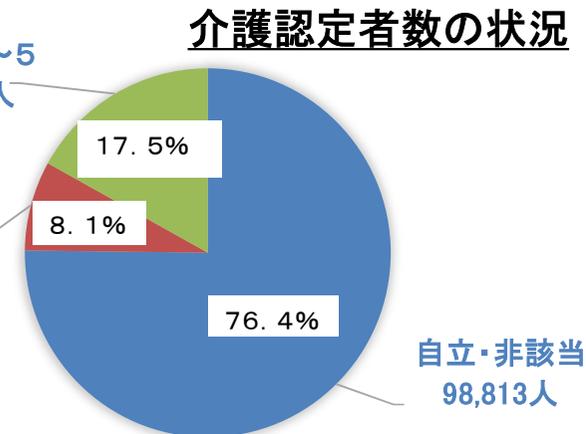
- 介護認定者数 (65歳以上)

34,113人

(参考) 65歳以上の人口 132,926人

要介護1~5
23,220人

要支援1・2
10,893人



- 高齢者のみ世帯

76,567世帯



うち、ひとり暮らし高齢者世帯

52,033世帯



(参考) 東大阪市の世帯数 252,490世帯

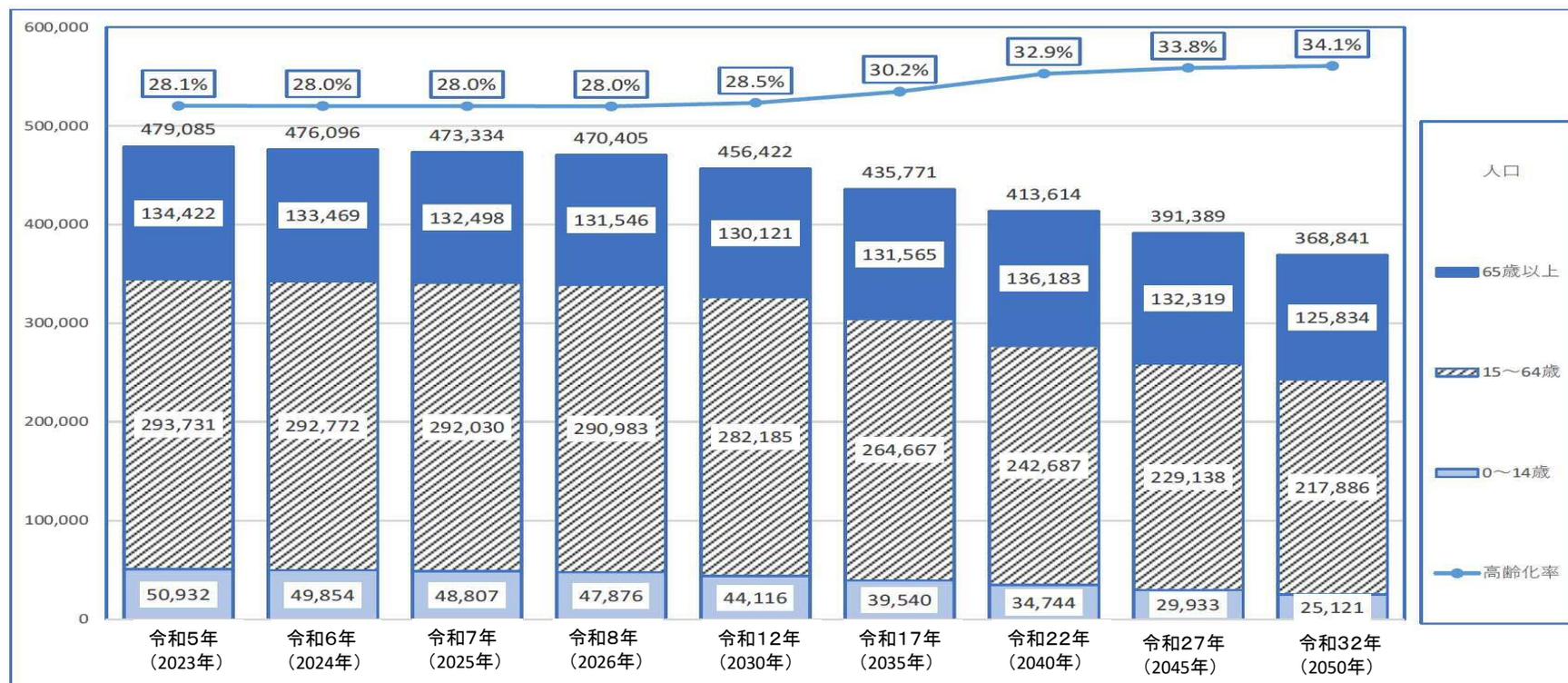
令和32年(2050年)

東大阪市の高齢者を取り巻く姿は？

(3) 将来人口推計

東大阪市いきいき長寿TRYプラン2024 抜粋

◆年齢3区分人口の将来推計



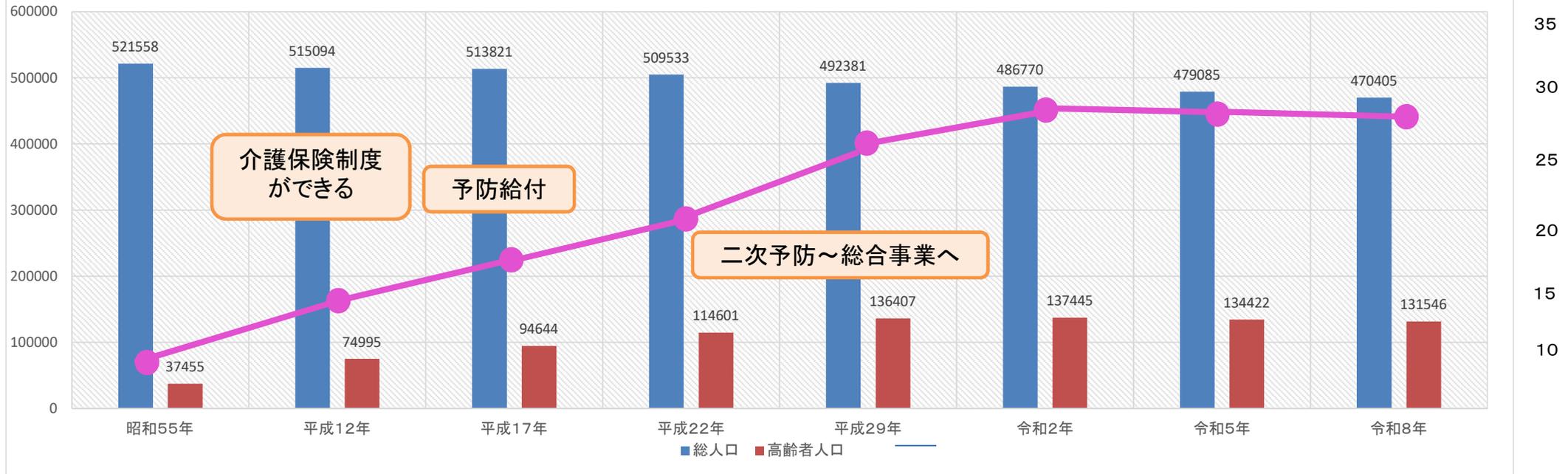
※住民基本台帳人口データ(令和元年～令和5年各年9月末)を基に独自推計

☆人口は減少傾向

(東大阪市の人口は、毎年3,000人程度減少し2026年には47万人になります。)

過去と将来推計を比較

総人口・高齢者人口の推移



	昭和55年	平成12年	平成17年	平成22年	平成29年	令和2年	令和5年	令和8年
総人口	521,558	515,094	513,821	509,533	492,381	486,770	479,085	470,405
高齢者人口	37,455	74,995	94,644	114,601	136,407	137,445	134,422	131,546
高齢化率	7.2	14.6	18.4	22.5	27.7	28.2	28.1	28.0

東大阪市いきいき長寿TRYプラン2024から数値を引用

(4) 高齢者数の推計

◆高齢者人口の推移・将来推計



※住民基本台帳人口データ(令和元年～令和5年各年9月末)を基に独自推計

本市の前期高齢者(65歳～74歳高齢者)は今後しばらくは減少傾向をたどる見込みですが、後期高齢者(75歳以上高齢者)は年々増加が予測され、令和7年では前期高齢者50,021人、後期高齢者82,477人と見込まれます。また令和22年には団塊ジュニア世代が高齢期を迎えることで前期高齢者数が69,226人と急増する一方で、後期高齢者数が66,957人まで減少し前期高齢者数を下回ると予測されます。しかし、令和27年以降は、再び後期高齢者数が前期高齢者数を上回ると予測されます。

(5) 要介護者数の推計

◆要介護者数の推移・将来推計



※地域包括ケア「見える化」システム将来推計に基づく推計

要介護者数は、年々増加し、令和8年で36,261人となると見込まれます。認定率は令和17年まで増加傾向となり、その後減少となりますが、令和27年度以降再び上昇すると予測されます。

- ☆人口は引き続き減少傾向
- ☆団塊の世代が後期高齢者になる。
- ☆高齢者世帯は今後も増加が予測される。
- ☆認知症高齢者の増加
- ★介護人材の不足

(令和7年(2025年)には大阪府下で34,000人の介護人材が不足すると推計される)

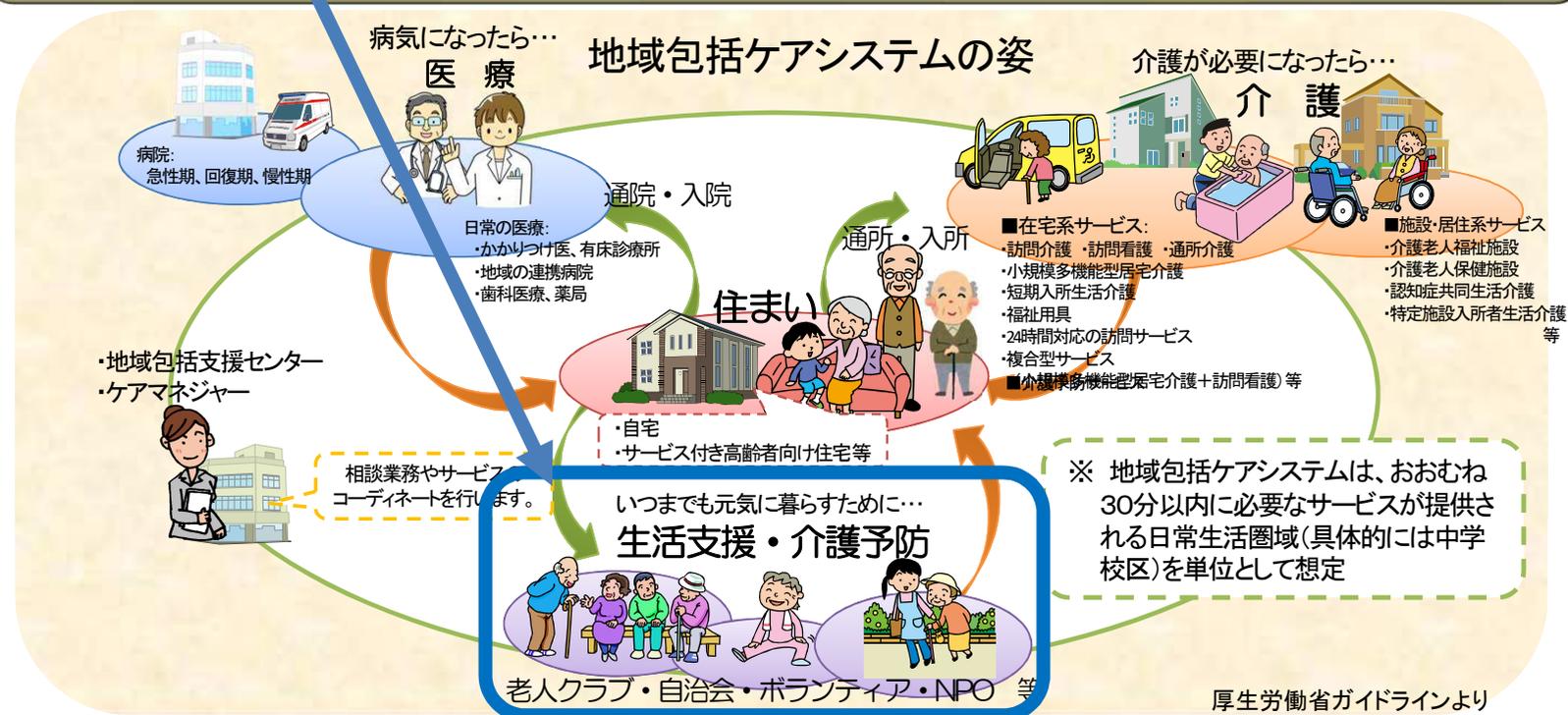
後期高齢者が増え、介護人材が不足していく中で、
要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい
暮らしを人生の最後まで続けるには……………

地域包括ケアシステムの構築と深化

(6) 地域包括ケアシステムの構築について

地域包括ケアシステムとは・・・

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を構築**する。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である東大阪市が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築**する。
- 地域包括ケアシステム構築に重要な **介護予防** と **日常生活への支援** を **介護予防・日常生活支援総合事業**として行う。



住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域包括ケアシステムを市全体で作り上げる！

地域包括ケアシステムの中の介護予防と生活支援を行うために総合事業が創設された。

でも 今までも介護予防や生活支援って介護保険でやってたよね・・・

(7) 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）とは

65歳以上の全ての方が対象となる「一般介護予防事業」（参考：P27）と、これまで介護保険の要支援者が利用していた介護予防サービス（全国一律基準）の介護予防訪問介護（ヘルパーサービス）・介護予防通所介護（デイサービス）から、多様な担い手が実施する多様な東大阪市独自のサービス事業（東大阪市が決めた基準）へと移行された「介護予防・生活支援サービス事業」で構成されています。

→多様なサービスの推進

介護の認定区分	これまで	平成29年4月1日から
要介護	全国一律基準	これまでと同じ
要支援 (約1万人)	<u>訪問介護・通所介護</u>	<u>東大阪市の事業(基準) へ移行</u>
	上記以外の要支援の方 へのサービス	これまでと同じ

多様なサービスとは

総合事業では、既存のサービス類型である介護予防訪問介護等の専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業による事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、総合的なサービス提供が行われ、要支援者等の状態等にあったふさわしいサービスが選択できるようにすることが重要。

(厚生労働省資料「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より引用)

東大阪市の多様なサービスは（次ページへ）

各サービスの現状（訪問型）

訪問型サービス

これまでと同じ基準	新たなサービス	
<p>介護予防サービス</p> <p>ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護を含む日常生活上の支援を行います。</p> <p>【自己負担額】（1か月のめやす）＊ 週1回程度の利用・・・1,258円 週2回程度の利用・・・2,513円 週2回程度を超える利用・・・3,987円</p> <p>【対象者】（こんな方が適しています）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門的配慮をもって行う調理が必要な方 ● 常時介護できる状態で行う見守りが必要な方 <p>※1割負担の場合</p>	<p>生活援助サービス</p> <p>利用者の自立した生活を援助するために、事業者（市が実施する介護の研修の受講者等）が自宅を訪問し、利用者と一緒に掃除や洗濯などを行います。</p> <p>【自己負担額】（めやす）＊ 1回・・・230円 （月4回利用した場合・・・920円） （月8回利用した場合・・・1,840円）</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単なる見守り声かけだけで一緒に掃除や洗濯ができる方 <p>※1割負担の場合</p>	<p>助け合いサービス</p> <p>市民ボランティア等による定期的な声かけや見守り、玄関先でのちょっとした生活支援（ごみ出しなど）を行います。</p> <p>【自己負担額】（定額制） 1回25円（月8回まで）</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ちょっとした困りごとの助け合いで自立した生活が維持・改善される方 
<p>事業所数</p> <p>393事業所</p>	<p>担い手グループ数</p> <p>165事業所</p>	<p>2グループ</p>
<p>（令和7年4月1日時点）</p>		

住民主体サービス



各サービスの現状（通所型）

通所型サービス

これまでと同じ基準	新たなサービス	
介護予防サービス 通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事や入浴など日常生活上の支援や運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のための支援を行います。 【自己負担額】 （1か月のめやす）※ 要支援1相当の方・・・1,878円 要支援2相当の方・・・1,878円 （週1回程度の利用） 要支援2相当の方・・・3,783円 （週2回程度を超える利用） 【対象者】 ● 身体介護を必要とする方 ● 入浴や食事の提供が必要な方 ※1割負担の場合	短時間サービス 通所介護施設（デイサービスセンター）などで、生活機能向上のための簡単な運動を行います。 【自己負担額】 （1か月のめやす）※ 要支援1相当の方…送迎あり 1,502円 要支援1相当の方…送迎なし 1,109円 要支援2相当の方…送迎あり 1,502円 （週1回程度の利用） 要支援2相当の方…送迎なし 1,109円 （週1回程度の利用） 要支援2相当の方…送迎あり 3,027円 （週2回程度を超える利用） 要支援2相当の方…送迎なし 2,241円 （週2回程度を超える利用） 【対象者】 ● サービスとしては運動を中心として、入浴や食事の提供が必要ない方 ※1割負担の場合	つどいサービス 地域の通いの場などで、地域のボランティア等と一緒に生活機能の向上のための簡単な運動やレクリエーションを受けることができます。 【自己負担額】 （定額制） 1回100円（月8回まで） 【対象者】 ● 地域の方との交流を通して、自立した生活を維持し、改善が見込まれる方 

住民主体サービス

事業所数	担い手グループ数
222事業所	43グループ

（令和7年4月1日時点）

つどいサービスの実施風景



住民主体のサービスに参画してみようかなあ……

手続きはどうやったらよいのかな???

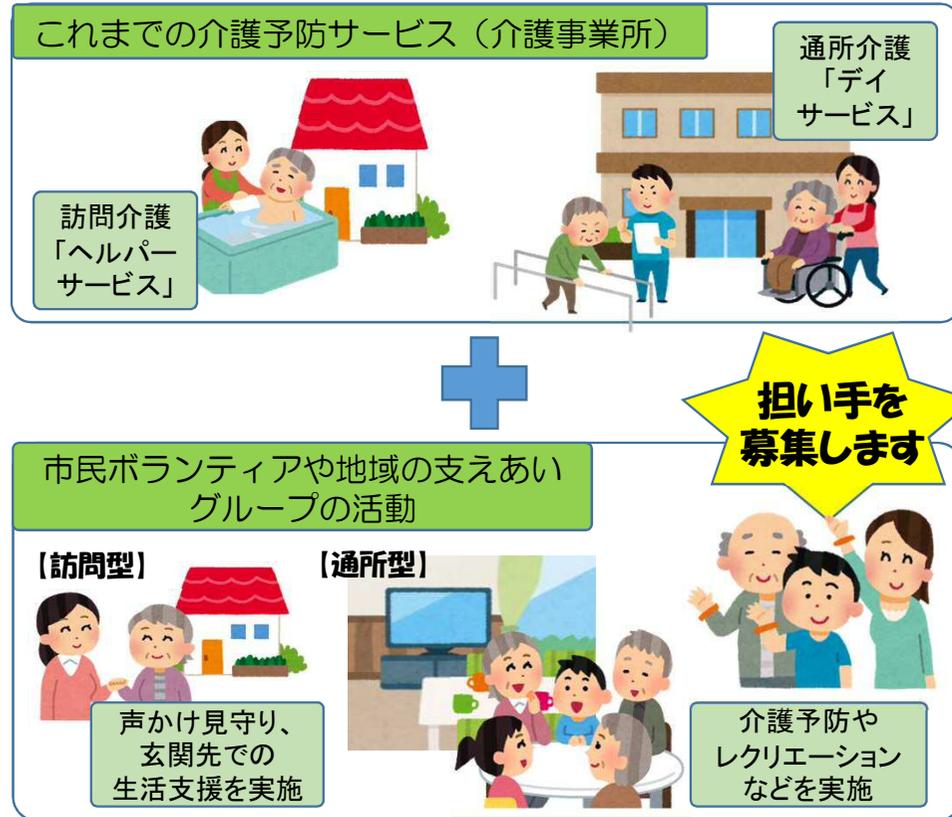
①総合事業の
住民主体型サービスとは？

介護保険制度により、介護が必要な度合い（要介護、要支援、自立）に応じて、高齢者は介護サービスを受けることができます。

この度、介護保険法が改正され、これまで全国一律基準であった（要支援）の方を対象とする訪問介護と通所介護が市独自基準の「総合事業」へと移行しました。

東大阪市の総合事業では、これまでの介護事業所のサービスに加えて、市民ボランティアや地域の支えあいグループの担い手による「住民主体型サービス」を推進し、地域全体で高齢者（要支援者）を支える仕組みを推進します。

平成29年4月より、要支援1・2の方への訪問介護と通所介護が市の多様なサービスへ移行しました。



地域全体で高齢者（要支援者）を支える仕組みへ

②住民主体型サービスへの 参画手続きについて

2人以上の自立したグループ(担い手)を
会則などにより構成します。



受付・研修実施
期間を、
市または地域
包括支援セン
ターに確認しま
す。



活動の内容を検討します。
○毎月の開催日や活動日
○活動拠点
○プログラムや支援内容
○受け入れできる対象者の人数
○緊急時の対応方法 など

研修受講や保険の加入手続きをします。
○サービス従事者養成研修
○ボランティア保険



収入(利用料や補助金額など)と支出(必要経費・対象経費など)を見込んで、
申請書類を作成します。

収入 (利用料)	サービス種類	対象者からの利用料
	助け合いサービス	対象者1人あたり1回につき25円 (月8回まで)
	つどいサービス	対象者1人あたり1回につき100円 (月8回まで)
※上記以外の利用料金等は、グループ(担い手)が設定します。		

収入 (補助金額)	サービス種類	補助金額
	助け合いサービス	基本補助として、月4,000円
		対象者1人あたり1回につき225円 (対象者1人につき月8回を上限)
つどいサービス	基本補助として、開催ごとに2,500円 (月20,000円を上限)	
	対象者1人あたり1回につき900円 (対象者1人につき月8回を上限)	

※補助金額は上記単価を用いますが、対象経費の範囲内が上限となります。

支出	主な対象経費	内容
	会場費	開催場所の費用(つどいサービスのみ)
	消耗品費	事務用品など
	通信費	電話・FAXの通信費
	人件費	連絡調整や書類作成に係る人件費のみ対象

※対象経費の認定には基準があります。

令和元年10月より
新たに
研修運営等加算補助金
を創設しました!

申請書類を受付期間中
に市へ提出し、市は審査
の上受理します。



③訪問型助け合いサービス・通所型つどいサービス 事業実施スケジュール

【事前準備】事業実施計画書の受付

受付期限: **令和7年7月31日(木)まで**



事業の実施場所・内容、活動の時間帯、従事者の名簿等の書類を事業計画書として提出していただきます。提出された申請書類を確認して、内容に不備等がありましたら、修正及び訂正をお願いすることがあります。

※提出や相談については、**必ず**事前にご予約ください。(06-4309-3013)

【事業実施日までの準備】東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修の受講

受講申込期限: **令和7年7月31日(木)まで** 研修日程: 次ページに掲載

研修時間: 2日間(1日6時間)P. 23参照 * 詳しくは地域包括ケア推進課へお問い合わせください。



・訪問型助け合いサービス事業を実施する場合、担い手全ての方は市の実施する研修を受講してください。

・通所型つどいサービス事業を実施する場合、開催日に必ず市の実施する研修を受講した方が少なくとも1名は従事していただく必要があるため、定期的な開催を確保できるよう、必要な方の研修受講を見込んでください。

【事業実施】令和7年10月1日～



【補助金申請・交付】 補助金申請受付 第3期 2026年1月15日まで 第4期 2026年4月15日まで

提出された申請書類等を確認して、内容に不備等がありましたら、修正及び訂正をお願いすることがあります。

④令和7年度 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修日程

回次	研修日程	研修会場	定員	申込期限
第1回	令和7年9月9日(火曜日) 令和7年9月12日(金曜日)	男女共同参画センターイコーラム 第1・第2研修室 (岩田町4-3-22 希来里施設棟6階)	30名	令和7年7月31日 (木曜日)
第2回	令和8年2月12日(木曜日) 令和8年2月13日(金曜日)	男女共同参画センターイコーラム 第1・第2研修室 (岩田町4-3-22 希来里施設棟6階)	30名	未定

※原則、各回で決められた日程での2日間の受講申込をお願いします。

※各会場は駐車券等のご用意がありませんので、公共交通機関等でお越しください。

※昼食については、各自でご用意いただくか、周辺の飲食店をご利用ください。

【受講費用】 無料

【申込方法】 市のウェブサイトの東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修のご案内(研修受講の申込要項)を確認いただき、受講申込書にご記入の上、申込要項に記載されている本人確認書類のコピーを同封して、郵送にて地域包括ケア推進課宛にお申込みください。

⑤ サービス従事者研修カリキュラム 2日間（1日6時間）

科目名	時間数	項目名	内容例	
(1)職務の理解	2時間	介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の基本的仕組み ●介護給付 ●予防給付 ●介護予防・生活支援サービス事業 ●サービス提供に至るまでの流れ(要介護・要支援認定、基本チェックリスト、地域包括支援センター、介護支援専門員、ケアプラン) ●仕事内容や働く現場の理解(訪問型サービス) 	
		多様なサービスの理解		
		仕事内容や働く現場の理解		
		介護職の役割、専門性と多職種との連携		
(2)老化の理解	1時間	老化に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> ●身体的機能の変化と日常生活への影響 ●精神的機能の変化と日常生活への影響 	
		高齢者と健康		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の疾病(機能低下)と日常生活上の留意点 ●高齢者に多い病気と日常生活上の留意点
(3)認知症の理解	2時間	認知症を取り巻く状況	(認知症サポーター養成講座の内容により実施)	
		認知症の基礎と健康管理		
		認知症に伴う変化と日常生活		
		家族への支援		
(4)介護におけるコミュニケーション技術	1時間	介護におけるコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者・家族とのコミュニケーション(相手への理解や配慮、傾聴、共感、家族の心理の理解、信頼関係の形成) ●利用者の障がい(※)等の状況に応じたコミュニケーション ※視力・聴力障がい、失語症、構音障がい、認知症 	
(5)介護における尊厳の保持、介護の基本	3時間	人権啓発に係る基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ●人権について ●個人としての尊重 ●尊厳の保持 ●利用者のプライバシーの保護 ●QOLの考え方 ●ノーマライゼーションの考え方 	
		人権と尊厳を支える介護		
		介護職の職業倫理		
		自立に向けた介護		●介護における自立支援(残存能力の活用、意欲を高める介護、介護予防)
		安全の確保とリスクマネジメント		●安全対策、感染対策(リスクマネジメント、事故報告、情報の共有) ※生活援助に関連する対策を例示
介護職の安全	●介護職の健康管理(ストレスマネジメント、感染症対策)			
(6)生活支援技術	2時間	生活と家事	<ul style="list-style-type: none"> ●家事援助に関する基礎知識と生活支援(生活歴・価値観の理解、生活援助のポイント、調理、洗濯、掃除、買物等) ●介護保険の対象外の支援(衣替え、庭掃除等事例紹介) 	
(7)修了評価と振り返り	1時間		筆記試験(選択式)による基本的事項の理解確認と振り返り	
計	12時間			

⑥訪問型助け合いサービス・通所型つどいサービスの人員基準等

	訪問型助け合いサービス	通所型つどいサービス
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の実施するサービス従事者研修受講者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数 従事者のうち1以上は以下の資格要件を満たすこと 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の実施するサービス従事者研修受講者】
設備基準		<ul style="list-style-type: none"> ・一定の体操をするのに必要な面積 ・必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>従事者等の清潔の保持・健康状態の管理</u> ・<u>秘密保持等</u> ・<u>事故発生時の対応</u> ・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> ・<u>秘密保持等</u> ・<u>事故発生時の対応</u> ・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u>

○従事者等の清潔の保持・健康状態の管理

従事者等は利用者と直接関わることから、健康状態などに気をつけてください。特に、従事者等が何かの病気の感染源になることを予防し、また従事者を感染の危険から守るために、使い捨ての手袋など感染を予防する備品を備えるなどの対策してください。

○秘密保持等

従業者が正当な理由なく業務の中で知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしてはいけません。辞めた後も、業務の中で知り得た秘密を漏らすことがないような措置方法を定めてください。

○事故発生時の対応

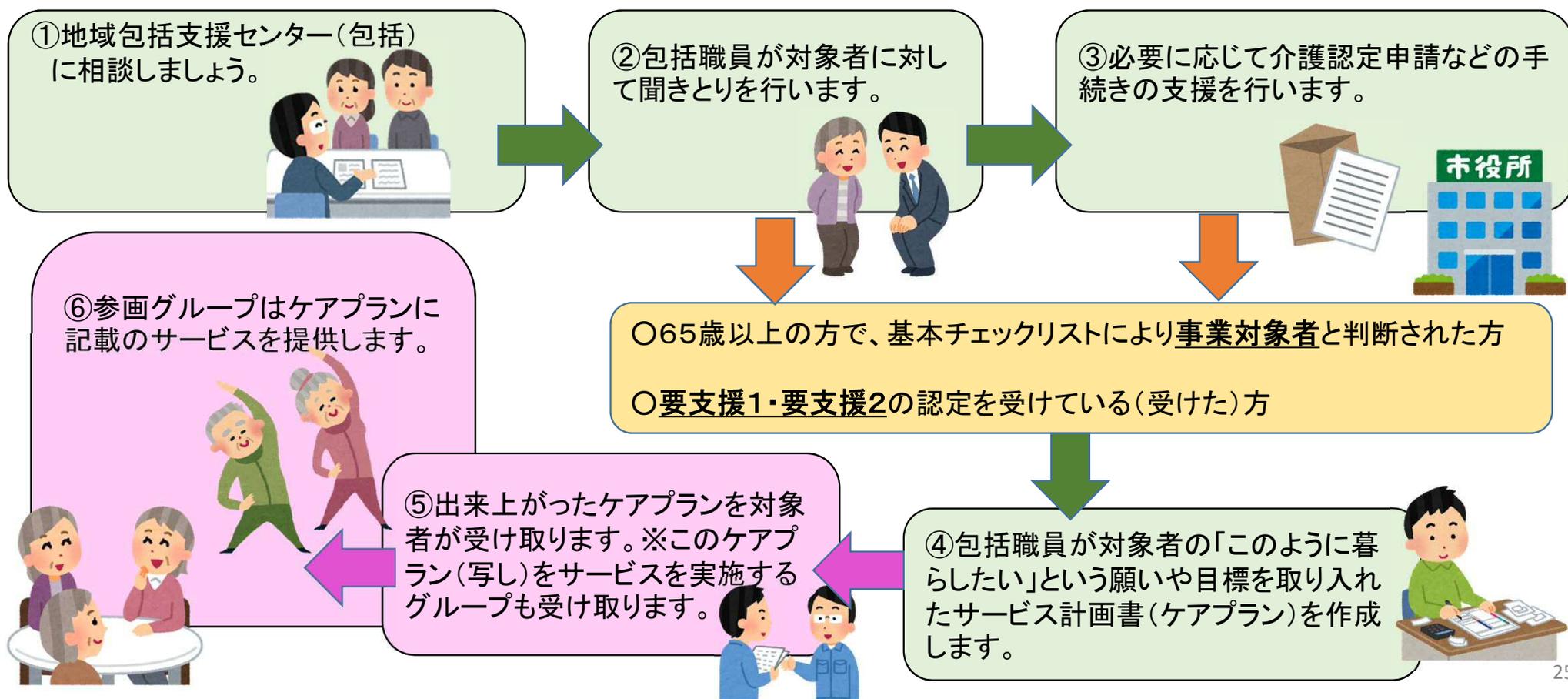
サービスの提供で、何らかの事故が発生した場合は、市役所や利用者の家族、担当のケアマネージャーなど必要な人に連絡して、事故に対して必要な対応を取らなければなりません。事故の状況や、事故に対して取った対応について記録してください。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければなりません。

○廃止・休止の届出と便宜の提供

事業を廃止、休止、再開する場合には予め速やかに市に届け出るとともに、利用者のサービス提供が継続して行われるように、担当のケアマネージャーや他の事業所と連絡調整する等の対応が必要です。

参画に必要な手続きや基準はわかったけど、

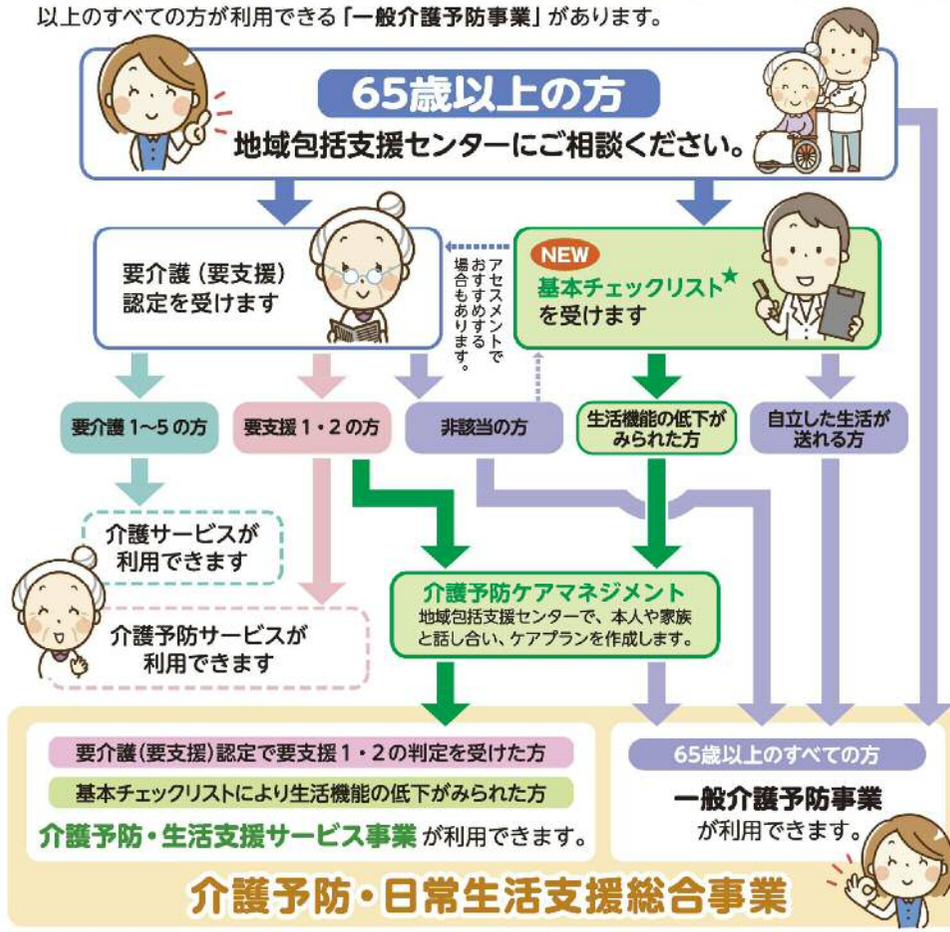
サービスを利用したい人はどうしたら対象者になれるのかなあ???



【参考】総合事業のサービス利用の流れについて

利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



★基本チェックリストについて

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。
介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、**地域包括支援センターでの基本チェックリスト**による判定で、サービスを利用できます。

基本チェックリスト(一部)

- バスや電車で1人で外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 週に1回以上は外出していますか？
- 今日が何月何日かわからない時がありますか？

(一) 介護保険被保険者証

番号			
住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日			性別
交付年月日			
保険者番号	2	7	2
並びに保険者の名称及び印	東大阪市 東大阪市荒本北一丁目1番1号 06-4309-3000(代表)		

(二) 事業対象者

要介護状態区分等 認定年月日 ※ 認定の有効期間	令和〇年〇月〇日	
居室サービス等	区分支給限度基準額	単位
	1月当たり	
	サービスの種類	種類支給限度基準額
付加サービス(給付限度基準額)		
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

(三)

給付制限	内容	期間
	※	開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	〇〇地域包括支援センター 届出年 令和〇年〇月〇日	
	届出年月日	
介護保険施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日

※認定年月日においては、事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日とする。

※給付額の減額期間中は、高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護(介護予防)サービス費、特定入所介護(介護予防)サービス費は、支給されません。



【参考】一般介護予防事業

- 「トルクひがしおおさか」では、仲間と一緒に続けられるプログラム、プロから専門的な知識や技術を学ぶ講座などの取組みを行っています。詳しくは、市のウェブサイトをご覧ください。
- 地域包括支援センターや保健センター等では、介護予防教室などの様々な取組みを行っていますので、お問合せください。

改めて介護予防・日常生活支援総合事業(略して:総合事業)とは、



介護保険制度の中の事業です。

介護保険制度の中のサービスですが、サービスにたよるといよりも、高齢者が介護を必要とする状態(要介護状態等)となることを予防したり又は要介護状態等を軽くすることや悪くならないように防止することを目的とした事業(介護予防をする事業)です。

できないことを誰かに支援してもらったり、できない部分を誰かと一緒にする(日常生活支援サービス)、できることをこれからも自分で続けていけるようにする事業です。



対象者は、日常生活に少しの支援をすることで、ADL(日常生活活動・動作)が向上できる方(要支援者や事業対象者、継続利用要介護者)です。

介護予防に必要なことは、

生活機能の低下した高齢者に対して、「①心身機能」「②活動」「③参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることです。

単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOL(生活の質)の向上を目指します。



(※) 生活機能は世界保健機関 (WHO) により、国際的な分類法として次のように定義されています。

人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、

①体の働きや精神の働きである「心身機能」

②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」

③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」

の3つの要素から構成される。

介護予防への取組みで 生き活きと暮らす健康寿命を延ばしましょう！！